

沖縄県水道料金値上げに関する意見書

うるま市においては、新型コロナウイルス感染拡大の長期に及ぶ影響に続き、世界情勢の影響に伴う食料品、生活必需品の度重なる値上げ、また電気料金、ガス料金、ガソリン価格の高騰など、依然厳しい経済状況が続いており、多くの市民が苦しんでいる。その為、貧困世帯や低所得者世帯の他、子育て世帯を中心に、様々な生活支援を行っている状況である。

一方、沖縄県議会において、沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例が令和5年12月22日に可決され、現行の沖縄県水道料金を約3割値上げすることが決定している。

うるま市水道事業では、県水道料金値上げに伴い、料金回収率が赤字に転じることが見込まれるなど、経営環境の悪化により、老朽施設の更新や維持管理業務への影響が懸念されている。当市は、給水面積が県内11市中3番目に広く、管路総延長は2番目に長い。広範囲の給水区域に安定的に配水するため、他事業体と比べ、配水池やポンプ場、管路等の水道施設を多く保有しており、給水原価は、県内11市中1番目に高い水準にある。

また、有収率向上が課題であったことから、重点的に漏水防止対策に取り組むことで無効水量の削減・経費節減を図り、現行の水道料金水準を維持してきた。今後も水道水の安定供給を継続するためには、県水道料金値上げに伴いうるま市水道料金の値上げを行わざるを得ない状況になっている。

今般の県水道料金値上げに関して、市民生活や市内事業者の経済活動への打撃や負担を与える影響は大きく、容認できない改定である。

よって、うるま市議会は、今回の県水道料金値上げについて、以下の通り要請する。

記

1. 令和6年10月1日施行の沖縄県水道料金値上げを中止すること。
2. 今後の料金改定の際は、受水事業体ごとの状況を鑑み、検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

沖縄県うるま市議会

あて先

沖縄県知事、沖縄県企業局長